

第2期高松市教育振興基本計画案（令和2年度改定版）について

1. 「第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）素案」に対するパブリックコメント実施結果
2. 「第2回高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会」における御意見と本市の考え方

令和2年2月20日

1. 「第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）素案」に対するパブリックコメント実施結果

本市教育委員会では、令和元年11月28日（木）から12月27日（金）までの期間、「第2期高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）素案」に対するパブリックコメントを実施しました。いただいた御意見の要旨及びそれに対する本市教育委員会の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. 意見総数： 11件（ 4人）

2. いただいた御意見

※ 提出いただいた御意見等は趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の調整をしています。

1) 総論の内容について		
NO.	御意見（要旨）	本市の考え方
1	<p>「地域に根付く人材の育成、地域の存続のための教育」の視点が欠けている。</p> <p>人口減少対策は、子どもの進路選択時には既に決まっていると感じる出来事があった。高校説明会の際、「県外有名大学に進学する力を身に付ける」ことを売りにしたPRに違和感を覚えた。「県外有名大学への進学が幸せへの近道」とは限らない。多様な社会に対応する多様な人材の育成を考えると、もう少し違った目標設定のアプローチがあっても良いのではないかと。</p> <p>少子化対策、人手不足への対策、UJIターンの促進、移住促進等人口減少に対する施策に力を注いでいる一方、将来を考える多感な年ごろの子どもに対し、県外流出を促進するような</p>	<p>御指摘の「地域に根付く人材の育成、地域の存続のための教育」の視点につきましては、本計画の重点取組事項として、「豊かな心の育成」を掲げ、ふるさと教育にも取り組むこととしております。</p> <p>このようなことから、各論におきまして、「ふるさと教育の推進」を具体的な施策として位置付け、ふるさと高松の歴史、伝統・文化、自然、産業などについて、子どもが興味を持ち、楽しく学べるような教育活動を行うほか、「寛学」をはじめ、地域ゆかりの偉人を学ぶ機会を設けることにより、ふるさとへの愛着や、ふるさとに主体的に関わる意欲と態度を育てていくこととしております。</p>

	<p>学校の姿勢は残念である。</p> <p>地域の存続、活性化を考えれば、例え進学して県外に出ても、そこで力を身に付けUターンし地域を盛り立てようとする人材育成に早くから取り組む視点が必要なのではないか。</p>	
2	<p>平成18年12月に教育基本法が改正され、幼児期の教育や家庭環境が重要であると示されたことを受けて、学校基本法第1条で、この法律で学校とは、幼稚園、小学校、中学校・・・と、学校の定義の規定順も変わり、幼稚園が一番初めになった。(それまでは、幼稚園は最後であった)</p> <p>このことは、幼稚園教育が学校教育の基盤づくりとして、その役割を果たす必要性があることが明確になったということである。そこで、施策体系について、就学前教育の充実、確かな学力の育成を支えるということから、最初に位置づくことを願う。</p>	<p>学校の種類の規定順につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律について(平成19年7月31日付け 19文科初第536号 文部科学事務次官通知)において、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとしたとされております。</p> <p>本市では、幼稚園教育を含めた幼児期における教育は、義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして、その質の向上は重要であると考えております。</p> <p>このようなことから、幼児期の教育につきましては、施策体系上、「1 確かな学力の育成」の最初の「(1) 総合的な学力向上の推進」の施策内容の一つとして、幼児期からの教育内容の充実と幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携教育の推進を記載しているところです。</p>
3	<p>教育全般について網羅されており、数値として表現されるなど理解しやすい。表現と実態とのギャップをどう埋めるか、また、実行性をどう高めるかが課題となる。</p>	<p>本市教育委員会では、本計画に基づく施策の実施状況や施策目標の達成状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年度、点検・評価を行うこととしております。</p>

		<p>点検・評価の実施に当たりましては、学校の実態等の把握に努めるとともに、教育に関する学識経験者の御意見もお伺いする中で、今後の課題と対応を整理することにより、本計画の実効性が高められるよう努めることとしております。</p>
4	<p>・学校教育</p> <p>小さな香川県では、市町村の境を除き連携できるように思う。校内外の閉鎖性をなくす。一人の子どもを一番よく見ているのは担任であるが、学年で、学校で、全体で複数の目を見て、考え対処する必要がある。そのためのミーティングの時間確保が必要である。市職員・教育委員会職員、学校職員（事務・用務員）等の協働が必要である。</p>	<p>学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組める体制整備に努めるため、本計画の重点取組事項として、「学校・家庭・地域の連携」を掲げるとともに、「家庭・地域と一体となった学校の活性化」を具体的な施策として位置付けております。</p> <p>具体的な取組といたしましては、本市では、全市立小・中学校を、教職員、保護者や地域の各種団体の代表者等で構成する「高松型学校運営協議会」を核とした「高松型コミュニティ・スクール」とし、校内の連携はもとより、地域との連携を図っております。</p> <p>協議会では、学校・家庭・地域が、育てたい子どもの姿を共有するとともに、校長から教育課程の編成や教育方針について説明し、家庭や地域における学校支援について理解を得ているところです。</p> <p>また、よりよい教育課程の実施に向けて、協議会等において学校評価を行っており、学校においては、その評価をもとに、学校運営の改善に取り組むなど、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制の充実を図ることとしております。</p>
5	<p>・社会との連携</p> <p>地域は学校に「丸なげ」しがちである。接点は学校教育課・事務職員・用務員などがなればよい。学校用務員は正規職員とし、協働可能にすべきである。</p>	<p>協議会では、学校・家庭・地域が、育てたい子どもの姿を共有するとともに、校長から教育課程の編成や教育方針について説明し、家庭や地域における学校支援について理解を得ているところです。</p> <p>また、よりよい教育課程の実施に向けて、協議会等において学校評価を行っており、学校においては、その評価をもとに、学校運営の改善に取り組むなど、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制の充実を図ることとしております。</p>

6	<p>・地域</p> <p>「自分に子・孫がない」等の理由で、子どもに関心がなく なっていることがある。「子は社会の宝」であることを確認し、 どのコミュニティ・自治会にも「子ども部門」を置く。</p>	<p>本市の各地域コミュニティ協議会を構成する地域の各種団 体等のうち、子どもに関する団体といたしましては、PTA や 子ども会育成会等があり、それぞれの地域コミュニティ協議 会において活動が行われております。</p> <p>また、本市では、各地域コミュニティ協議会による子どもの 登下校時の見守り活動や子どもとの交流事業等に対する支 援を行っているところです。</p> <p>さらに、1)総論の内容について NO.4にも記載のとおり、 高松型学校運営協議会を通じ、学校・家庭・地域が一体となっ て子どもを育てる活動も展開しております。</p> <p>今後におきましても、子どもは、次代の高松を支えていく宝 であるとの認識のもと、各地域コミュニティ協議会等による、 子どもを中心とした地域交流事業等の実施を継続して支援 し、活動内容の充実に努めるとともに、高松型学校運営協議会 の体制の充実に努めてまいりたいと存じます。</p>
7	<p>・生涯学習</p> <p>役立てるための学び直しのある場である。学習が「自分だけのた め」にならないこと。また、「これまでの立場を清算して臨むべ きである」ことなどを知り、これからの活躍につなぐべきであ る。</p>	<p>豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けるこ とや、個人の活動を、地域や社会の課題解決のための活動につ ながっていくことが重要であると存じております。</p> <p>このため、本計画の重点取組事項として、「生涯学習環境の 充実」を掲げるとともに、「多様なニーズに応じた学習機会の 充実」と「学習成果をいかせる環境づくり」を具体的な施策と して位置付け、生涯学習の推進に取り組んでいくこととして</p>

		おります。
8	<p>保体・教育は社会の根幹にかかわることである。予算を含め、絶対に省くべきものではない。持続可能な社会にするためには、事柄が分断されてはならない。過去・現在の事を考え、未来につなげるには、教育が基本である。</p>	<p>学校教育を中心とした本市の目指すべき方向とその実現に向けて必要な施策については、予算措置を行い、教育の継続性と安定性の確保に努めているところです。</p> <p>今後におきましても、本計画に基づき、多様な課題やニーズに対応した教育の推進、教育機会の確保・提供に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携を図りながら、本計画の基本理念である「確かな学力と豊かな心をはぐくみ、夢にむかってたくましく生きる人づくり」を推進してまいりたいと存じます。</p>
2) 各論の内容について		
1	<p>今回改訂された、小学校の学習指導要領に、スタートカリキュラムの考え方が明確に規定されたことを受けて、小中の連携だけでなく、幼小の連携強化も図っていただけるとありがたい。また、I - 2 - (4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上の箇所、幼児期からの体を使った外遊びや生活の大切さについても触れていただければと思う。</p>	<p>幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領等の改訂により、幼児期から高等学校まで、共通した3つの資質能力を育てることが明記されましたことから、今後ますます、幼小、小中、中高といった学校段階間の連携や円滑な接続が重要となってくるものと存じます。</p> <p>このようなことから、本計画において、「就学前教育の充実」を具体的な施策として位置付け、その中で、幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携強化を図ることとしております。</p> <p>また、幼児期に思い切り体を動かし、遊びながら運動することは、心と体の健全な発育・発達を促すものと存じますことから、御意見の趣旨を踏まえ、「運動に親しむ習慣づくりと体力</p>

		の向上」において、幼児期から取り組んでいくことが分かるよう、対応方針と施策内容について、別表のとおり修正することとします。
3) その他		
1	<p>問題が複雑化しており、自立した大人となるには一人一人の能力をひきだす教育が必要だと思う。</p> <p>そうすることによって、持続可能な社会となり安定した社会となるはずだ。</p>	<p>社会の変化が激しい予測困難な時代において、感性を働かせて、社会や人生をよりよいものにするために、主体的に学び、多様な他者と協働して新たな価値を生み出すなど、一人一人が未来の創り手となる子どもを育てることが重要であると存じております。</p> <p>今後とも、本計画に基づき一人一人の個性を大切にし、その能力を開発するために、子ども自ら課題を発見し、その解決に向けて、主体的・協働的に取り組む学習を進めるとともに、教育活動全体を通じて、多様性を尊重する態度や、互いのよさを生かして協働する力の育成など、一層の推進に努めてまいります。</p>
2	<p>I - 2 - (11) 就学前教育の充実 (44 頁) の対応方針の文章で、「協働」は「協同」？</p> <p>また、施策内容の文章で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にし」とあるが、明確ということではなく、小学校と共有することが大切であり、共有という言葉の方がよいのでは。</p>	<p>子どもは、互いに関わりを深め、共に活動していく中で、皆でやってみたい目的が生まれ、工夫したり、協力したりするようになっていくと考えており、幼稚園教育要領においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の一つに協同性が掲げられておりますことから、「協同」に修正します。</p> <p>また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、</p>

	<p>「幼稚園・こども園・保育所・小学校の連携強化」の部分だが、就学前のかたまりと小学校が分かるように、幼稚園・こども園・保育所と小学校というように、表示するとどうだろうか。</p>	<p>幼稚園教育要領においても、その姿の明確化が示されたことから「明確」としているところです。</p> <p>なお、「幼稚園・こども園・保育所・小学校」の記載の方法につきましては、御意見の趣旨も踏まえ「幼稚園・こども園・保育所と小学校」と変更します。</p>
--	---	---

【別表】本計画の修正案

素案（修正前）	見直し案
I 学校教育の充実	I 学校教育の充実
2 豊かな心と体を育てる教育の推進	2 豊かな心と体を育てる教育の推進
(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上	(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上
<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯にわたって運動に親しむ態度を育成するため、体育の授業の充実を目指します。 ■ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な体育活動を目指します。 ■ 運動部活動での、外部指導者や顧問として生徒を指導・引率する部活動指導員の活用のほか、地域との連携を推進し、子どもの体力の向上を目指します。 ■ 競技や記録に挑戦するため、各種大会を開催します。 ■ 平成 23 年度から取り組んでいる、一校一運動の継続実践により、子どもの体力向上や運動の習慣化を目指します。 	<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>幼児期から</u>生涯にわたって運動に親しむ態度を育成するため、<u>体を使った外遊びや</u>体育の授業の充実を目指します。 ■ 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な体育活動を目指します。 ■ 運動部活動での、外部指導者や顧問として生徒を指導・引率する部活動指導員の活用のほか、地域との連携を推進し、子どもの体力の向上を目指します。 ■ 競技や記録に挑戦するため、各種大会を開催します。 ■ 平成 23 年度から取り組んでいる、一校一運動の継続実践により、子どもの体力向上や運動の習慣化を目指します。
<p>施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲の向上を目指し、体育の授業の充実に取り組みます。 ■ ペア学習やグループ活動を積極的に取り入れ、授業の改善を図ることで、運動の楽しさを実感し、子どもの体力向上や運動の習 	<p>施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが生涯にわたって積極的に<u>運動に親しむ習慣づくりと</u>意欲の向上を目指し、<u>十分な運動量を確保するなど、</u>体育の授業の<u>改善</u>に取り組みます。 ■ <u>幼児期においては、体を使った外遊びを通して、運動の基本となる動きを経験させることにより、体力や身体調整力の向上を図ります。</u> ■ ペア学習やグループ活動を積極的に取り入れ、授業の改善を図ることで、運動の楽しさを実感し、子どもの体力向上や運動の習

<p>慣化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教員が武道、ダンスの指導方法を身に付け、指導力向上に取り組みます。 ■ 体力・運動能力調査の結果を踏まえ、各学校が作成する体力向上に係る計画（体力向上プラン）の取組の紹介等、継続的に体力向上プランの活用を図ります。 ■ 運動部活動を充実させるとともに、安全に、より専門性の高い指導を行うことができる外部指導者や部活動指導員等の活用に努めます。 ■ 関連団体と連携し、各種大会の円滑な運営に努めます。 	<p>慣化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 教員が武道、ダンスの指導方法を身に付け、指導力向上に取り組みます。 ■ 体力・運動能力調査の結果を踏まえ、各学校が作成する体力向上に係る計画（体力向上プラン）の取組の紹介等、継続的に体力向上プランの活用を図ります。 ■ 運動部活動を充実させるとともに、安全に、より専門性の高い指導を行うことができる外部指導者や部活動指導員等の活用に努めます。 ■ 関連団体と連携し、各種大会の円滑な運営に努めます。
<p>(11) 就学前教育の充実</p>	<p>(11) 就学前教育の充実</p>
<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 園・地域の実態や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成・評価を行い、豊かな学びを育む特色ある園運営を実施します。 ■ 幼児期の発達の特徴を踏まえた組織的・計画的な指導・育成を行い、子どもの主体的・協働的な遊びを促す指導内容や方法の改善、環境や教材研究に努めます。 ■ 幼稚園・こども園・保育所全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため作成された「高松っ子いきいきプラン（令和2年3月改訂）」を踏まえた教育・保育実践を推進します。 ■ 家庭と連携して子どもの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に努めます。 ■ 幼稚園・こども園・保育所・小学校の連携強化を目指します。 ■ 市立幼稚園において適正規模による集団生活の環境づくりを目指します。 	<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 園・地域の実態や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成・評価を行い、豊かな学びを育む特色ある園運営を実施します。 ■ 幼児期の発達の特徴を踏まえた組織的・計画的な指導・育成を行い、子どもの主体的・協同的な遊びを促す指導内容や方法の改善、環境や教材研究に努めます。 ■ 幼稚園・こども園・保育所全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため作成された「高松っ子いきいきプラン（令和2年3月改訂）」を踏まえた教育・保育実践を推進します。 ■ 家庭と連携して子どもの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に努めます。 ■ 幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携強化を目指します。 ■ 市立幼稚園において適正規模による集団生活の環境づくりを目指します。

「第2回高松市教育振興基本計画中間見直しに係る検討懇談会」における御意見と本市の考え方

NO.	御意見（要旨）	本市の考え方
1	<p>施策目標のIV - 2 青少年の健全育成の推進 (3) 情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進の中に、「小学校4年生対象の情報モラル出前授業」とあるが、最近では幼児でも携帯などを使っているが、「小学校4年生」を対象としている理由は何かあるのか。もう少し年齢を下げてもいいのではないか。</p>	<p>情報モラル出前授業は、平成27年度から実施しており、当時の市の状況調査等の結果では、スマートフォンなどの携帯電話を所持する割合は、小学校4年生が一番高かったため、小学校4年生を対象として実施することとなったものです。</p> <p>本市が実施いたしました「令和元年度 子どものインターネット等の利用に関する調査」では、スマートフォン等の個人所有率は、小学校4年生で50%を超え（前回調査（H28）46.9%）、小学校3年生（前回調査（H28）無）でも、43.5%となっており、懇談会意見のとおり、利用の低年齢化が進んでいる状況がうかがえます。</p>
2	<p>情報モラルのアンケートを実施すると思うが、小学校4年生の頃が携帯を持つ割合が高いのか。</p>	<p>一方で、出前授業を行っている、小学校4年生でも情報モラルについて全く知らない児童もいることから、ある程度、インターネットの経験があり、携帯電話やスマートフォンを利用している年齢となると、小学校4年生が適当と考えておりますが、低年齢化が進んでいる状況をみると、今後は、対象者の年齢を下げることも検討する必要があるものと存じます。</p>
3	<p>私自身は、小学生の時に煙草に関する教育を受けた。低学年の頃から、なぜ煙草が体に悪いかなどの予防的な教育である。ネット・ゲーム依存を考えると、利用する前からの予防的な教育は大切である。既に、依存症になっている子どもも多いのではないか。その対策について、学校は、親と子どもに対して適切な機関につなぐことができるのか。</p>	<p>また、低年齢の子どもに対しての指導も大切であると存じておりますほか、既に、「ネット・ゲーム依存」となっている子ども・保護者への対応についても、その必要性が求められているものと存じております。</p> <p>これらを踏まえ、別表のとおり、本計画を修正することとします。</p>

【別表】本計画の修正案

素案（修正前）	修正案
IV 青少年の健全育成	IV 青少年の健全育成
2 青少年の健全育成の推進	2 青少年の健全育成の推進
(3) 情報モラル教育の推進	(3) 情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進
<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを取り巻く大人への研修・啓発を進めることで、家庭でのルールづくりを始め、子どもが適切にインターネットを利用できる環境づくりを目指します。 ■ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、小学校段階からの情報モラル教育の推進を目指します。 	<p>対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを取り巻く大人への研修・啓発を進めることで、家庭でのルールづくりを始め、子どもが適切にインターネットを利用できる環境づくりを目指します。 ■ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、小学校段階からの情報モラル教育の推進に加え、<u>未就学児の保護者に情報機器の適切な利用について周知啓発し、その一層の充実</u>を目指します。
<p>施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者・教員を対象とした情報モラル等指導支援事業を実施し、啓発活動に努めます。 ■ 小学4年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルールづくりを始め、インターネットに触れ始める時期の指導の充実に努めます。 ■ 関係機関と連携して最新の情報を提供するなど、学校で情報モラルの指導が適切に実施できるよう支援します。 ■ 児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限をする「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。 	<p>施策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>未就学児から学齢期までの</u>保護者を対象とした情報モラルに関する啓発活動に努めます。 ■ 小学校<u>3・4</u>年生対象の情報モラル出前授業を核とした情報モラル教育推進事業を実施し、家庭でのルール作りを始め、インターネットに触れ始める時期の指導の充実に努めます。 ■ <u>医療機関などの</u>関係機関と連携して最新の情報を提供するなど、学校で情報モラルの指導や<u>保護者への助言</u>が適切に実施できるよう支援します。 ■ 児童生徒を対象に家庭の協力のもと、各学校・各家庭の状況に応じてメディア（インターネット、ゲーム機、テレビ等）の利用を休止又は制限をする「ノーメディアデー（ウィーク）」を全小・中学校で設定するとともに、「ネット依存等防止啓発チラシ」を全児童生徒に配布し、「ネット・ゲーム依存」の防止や自己管理能力の育成を図ります。